



法人第355号
令和2年2月17日

社会福祉法人柏涛会 理事長

徳島県知事 飯泉 嘉門



社会福祉施設等に係る指導監査の結果について(通知)

このことについては、別添のとおりです。

つきましては、「第2 改善結果報告を要する事項(文書指摘)」について、別添様式「改善結果等報告書」に、貴法人の講じた措置又は改善計画等を記載の上、改善が確認できる書類又は写真等を添えて、令和2年4月17日(金)までに監察局法人検査課へ1部提出してください。

なお、提出に当たっては県ホームページから電子申請が可能となりました。郵送又は電子申請のうち、いずれかの方法にて提出してください。

○電子申請 URL

<https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/>

「徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス」にて利用者登録を行い、「手続き名」で「改善結果報告書」を選択してください。

連絡先

徳島県監察局法人検査課検査第二担当

電話 088-621-2403

令和元年度 監査結果

法人検査課

第1 指導監査実施日及び対象

監査実施日等	監査対象
(1) 令和元年12月12日	法人
(2) 令和元年12月12日	障がい者地域生活自立支援センター (ばんそうS&S)児童部
(3) 書面監査	障がい者地域生活自立支援センター (ばんそうS&S)成人部

第2 改善結果報告を要する事項(文書指摘)

(1) 法人

【法人運営】

評議員会及び理事会の議案について、それぞれ特別の利害関係を有する評議員又は理事の存否を確認すること。

<社福法第45条の9第8項, 社福法第45条の14第5項>

(2) 障がい者地域生活自立支援センター(ばんそうS&S)児童部
なし

(3) 障がい者地域生活自立支援センター(ばんそうS&S)成人部
なし

令和元年度 監査結果

障がい福祉課

第1 指導監査実施日及び対象

監査実施日等	監査対象
(1) 令和元年12月12日	障がい者地域生活自立支援センター (ばんそうS&S)児童部
(2) 書面監査	障がい者地域生活自立支援センター (ばんそうS&S)成人部

第2 改善結果報告を要する事項(文書指摘)

(1) 障がい者地域生活自立支援センター(ばんそうS&S)児童部

【処遇】

なし

(2) 障がい者地域生活自立支援センター(ばんそうS&S)成人部

【処遇】

なし